

広報みさと

# MISATO

5

May.2022  
No.610



きょうから1ねんせい  
ともだち たくさん  
できるといいな!

4月8日(金)、町内の小学校で入学式が行われ、83名の1年生が入学しました。ピカピカの大きなランドセルに、たくさんの夢とすこしの不安を詰め込んで、小学校の門をくぐった1年生の皆さん。

わくわく、どきどきの小学校生活が始まりました。(写真：東兎玉小学校)

※写真撮影時のみマスクを外しています。

# 1人1日当たり80gの減量を目指しましょう！

総務課 生活環境係からのお知らせ ☎76-1115

## 「クリーン美里」 町内一斉清掃を実施します

実施日  
**5/8**  
日曜日

皆さまのご協力をお願いします。

※5月8日(日)が雨天の場合は、5月15日(日)に実施します。

小雨の場合は実施します。実施の有無は、当日の朝、防災無線でお知らせします。  
注意：各収集場所には、収集運搬業者が午前10時から11時30分頃までに伺います。

行政区	収集場所
根 木	根木集会所
関	関集会所 (八幡関)
南阿那志	上川輪集会所・新井横手公会堂
北阿那志	北阿那志中央リサイクルセンター
小 茂 田	小茂田児童センター
下 児 玉	下児玉公会堂
北 十 条	消防団第2分団車庫前
南 十 条	県道熊谷児玉線 陶山宅側
沼 上	沼上集会所
広 木	広木会館
駒 衣	駒衣集会所
木 部	木部集会所

行政区	収集場所
古 郡	関越高速西側 大島宅北側
甘 粕	甘粕集会所・堀内宅西側ごみ収集所
中 里	中里火の見跡
湯 析	湯析集会所
野 中	宮沢歯科前
小 栗	小栗児童センター
猪 俣	旧上田商店前
湯 本	湯本集会所
大 仏	大仏婦人児童センター
白 石	白石公民館
円 良 田	円良田農民センター

## 小型家電、バッテリー・プロパンガスボンベの収集を行います！

■収集日 **5月28日** (土)  
午前8時30分～10時30分  
■場 所 役場西側駐車場

■収集物  
◎小型家電 (小型電子機器)  
◎バッテリー  
◎プロパンガスボンベ

### 小型家電の収集

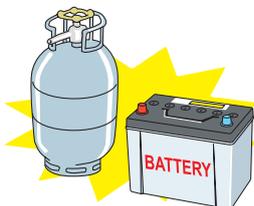


#### ■注意事項

1. 携帯電話やパソコン内の個人情報などのデータは、事前に必ず削除してください。
2. 家電リサイクル対象品目 (テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機) は、収集の対象外です。
3. 電池は取り外し、有害ごみで出してください。

※役場庁舎内の収集ボックスも利用できます。《常設》(ボックスの投入口のサイズ15cm×25cm以下のものに限りです。)

### バッテリー・プロパンガスボンベの収集



#### ■注意事項

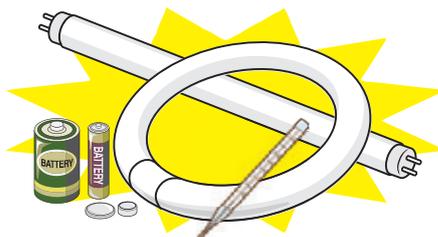
1. プロパンガスボンベのカートリッジ式は、対象外です。
2. 一般家庭で使用したものに限りです。

# 5月は「家庭ごみ10%減量推進月間」です！

ルールを守って出してください！

## 有害ごみ分別収集の実施について

■収集日 5月25日(水) 午前8時30分～10時30分



### 使用済み乾電池、蛍光灯などの収集

■収集場所 下表のとおり

#### ■収集物

- ◎使用済み乾電池（ボタン電池も可）
- ◎蛍光灯・水銀電球（直管は1.5m未満に限る）
- ◎水銀体温計・温度計

#### ■注意事項

- ・中に水銀などが入っているものは、割らないよう注意して排出ください。
- ・白熱電球や割れた蛍光灯は、対象外です。（不燃ごみとして出ください。）
- ・一般家庭で使用したものに限りです。
- ・当日、有害ごみを出せないかたは、役場・コミュニティセンターに設置してある収集箱をご利用ください。

#### ■使用済み乾電池、蛍光灯などの収集場所

行政区	収集場所
根 木	東児玉公民館
関	関集会所（八幡関）、倉柱集会所
南阿那志	上川輪集会所、新井横手公会堂
北阿那志	北阿那志中央リサイクルセンター
小茂田	小茂田リサイクルセンター
下児玉	善台寺熊谷公会堂、下児玉公会堂、中山集会所、殿ヶ谷戸観音堂集会所
北十条	北十条集会所
南十条	南十条集会所
沼上	沼上集会所
広木	広木会館
駒衣	駒衣集会所、駒衣第3集会所

行政区	収集場所
木 部	木部集会所
古 郡	古郡集落農業センター
甘 粕	甘粕集会所
中 里	中里集会所
湯 柄	湯柄集会所
野 中	野中集会所
小 栗	小栗児童センター
猪 俣	猪俣中央会館
湯 本	湯本集会所
大 仏	大仏婦人児童センター
白 石	白石公民館
円良田	円良田農民センター

### クリーン美里・小型家電・有害ごみ分別収集などの実施に向けて皆さまへのお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記の点について、ご理解・ご協力をお願いします。

- ・クリーン美里の実施、各収集時の際は、周りのかたとの間隔を空け、密接場面など（間近での会話や発声）の3密が発生しないようお願いします。
- ・マスクの着用をお願いします。
- ・手洗いや咳エチケットをお願いします。



# 美里町タクシー利用料金

## 補助事業の申請はお済みですか？

町では、自動車運転免許証を返納したかたなどの日常生活の移動手段を確保するため、「タクシー利用料金補助事業」として、タクシー券を交付しています。

令和4年度の申請がまだお済みでないかたは、お早めに福祉課へ申請をお願いします。

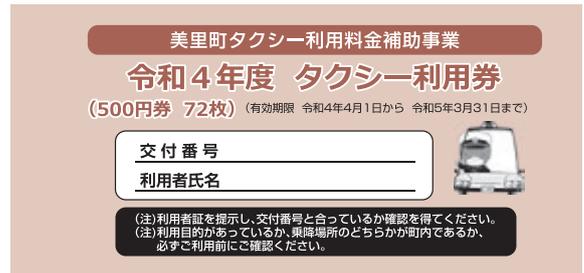
### 利用券の額など

年間交付限度枚数＝

72枚 (500円券) 36,000円分

※年度途中に申請したかたは、当該年度の残りの月数（申請月を含む）に6枚を乗じた枚数となります。（5月に申請した場合は6枚×11か月分＝66枚）

**使用限度** 1回の乗車につき4枚(2,000円)まで  
**利用目的** 美里町を発着とする通院、通所、買物、公共施設、金融機関、駅への移動のみ  
**対象者** 自動車運転免許証の交付を受けていないかた(40歳以上)など  
**問合せ** 福祉課 社会福祉係 ☎76-5132



## 5月と9月はあいさつ・ありがとう重点推進月間

あいさつ・ありがとう運動を推進します

「ありがとう」で広がる笑顔の輪



### 副町長 就任のご挨拶



副町長

鈴木柳藏

このたび、4月1日をもって、美里町副町長に就任いたしました鈴木柳藏と申します。

本町では現在、寄居スマートインターチェンジの全線開通を手始めに、土地利用計画の策定に尽力しているところです。

役場から松久駅の周辺に住宅地や商業施設、リハビリ施設の整備など、日常生活に必要な機能を集約させ、地域の活性化を図る大きな取組みを進めています。

このような重要な時期に、副町長として「まちづくり」に尽力させていただくことは、身に余る光栄であると同時に、重責を担うことに身の引き締まる思いです。

本町のこれからをつくる基本理念は、「心身ともに美しく暮らせるまちづくり」です。

美しい自然環境を守りながら新しいものを生み出し、地域社会のつながりを大切にしながら、一人ひとりが本町での暮らしを幸せに感じることが出来る「まちづくり」に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

もとより、微力ではございますが、原田町長を補佐し、町政発展のため、誠心誠意努めてまいります。

町民の皆様のご指導・ご協力を賜りますようお願いいたします。ご挨拶いたします。



美里町の新型コロナウイルス感染者が増えています。令和2年中は9人、令和3年中は63人、令和4年に入り4月19日現在で475人となっており、1月以降、月を追うごとに増えています。

感染者の判明月別に見ると、1月は27人、2月は158人、3月は189人、4月は19日現在で101人となっています。

また、4月に判明した年齢別の内訳を見ると、40歳代までの若年者が特に増えています。(右表参照)

4月1日～19日の間に判明した新規感染者数

年代	4月判明の新規感染者数
10歳未満	12人
10代	9人
20代	14人
30代	13人
40代	18人
50代	10人
60代	11人
70代	10人
80代	4人
90代以上	0人
合計	101人

一方、4月18日現在のワクチン接種率状況は、12歳以上の2回目接種率が85.0%

、3回目接種率が53.9%です。これを年齢別にすると、65歳以上では、2回目が91.6%、3回目が84.9%なのに対し、64歳以下では、2回目接種の終了者が81.2%、3回目になると

### 町の感染動向とワクチン接種率

36.2%まで低下しています。

さらに、5歳ごとの2回目接種者を見ると、25歳～29歳が61.2%と最も低く、15歳～19歳は82.5%となっております。若い方々の積極的な接種が望まれています。(逐次ホームページに掲載)

接種による副反応を心配し、若年者ほど接種を躊躇されるかたが多いとも考えられますが、厚生労働省が公表した『ワクチン接種回数ごとの10万人当たりの新規陽性者数(3月28日～4月3日)』を見ると、3回目のワクチン接種により、全年齢で新規陽性者の割合が減っていることが確認できます。

3回目のワクチン接種により、重症化や感染を低下させ、そのことにより後遺症も少なくなると考えています。

ゴールデンウィークは、遠出や人に会う機会が増えます。感染対策をしっかり行い、特に、飲食時にマスクなしで、あるいは、密閉したところで会話をするのを避けるようお願いいたします。

ワクチン接種は、週末も可能ですので、ご相談ください。

## 美里町の昔ばなし

### 11 相撲取り玉垣の碑(沼上)

沼上の鎮守北向神社の境内に、江戸時代の相撲取り「玉垣関」の碑があります。安政四年(一八五七)に建立された、高さ二メートルほどの石碑です。

「玉垣関」は、九州の島原藩出身で、江戸に住み、当時の相撲界の尽力者といわれます。当時の沼上村を訪れたことがあるのでしょうか、境内の玉垣碑の傍には土俵が築かれています。かといえます。かつて沼上では長い間、相撲が取られていたといい、祭日には多くの人が相撲を取り、見物人も加わって大変にぎやかだったと伝えられています。

また、石碑には、製作者の「世話人常磐野猪野助 漣大五郎」の名前のほか、「取る毎に見おとりのせぬ すもうかな」という句が刻まれています。



玉垣碑

※ガイドブックは、美里町コミュニティセンターで無料配布(1人1冊まで)しています

対象者に最大で50万円の奨励金（一部みさと元気チケット）を交付します

## 美里町定住促進奨励金制度



ホームページ  
QRコード

町に定住するために、新たに住宅を取得しようとする40歳以下のかたへ奨励金を交付します。  
町内転居または建替えをされるかたも対象になります。

### 奨励金の対象者と交付金額

#### ■住宅取得奨励金

◎**交付金額**…最大20万円（うち、みさと元気チケット4万円分）

#### ◎**対象者**

美里町内に住宅を取得し、町内に定住（転入または転居）したかたで、次の要件をすべて満たすかた

- ①定住促進奨励金の交付申請時に、申請者または配偶者の年齢が40歳以下のかた
- ②世帯全員に、町税などの滞納がないかた
- ③過去、定住促進奨励金の交付を受けていないかた など

※町内転居または3年未満の再転入のかたは、10万円となります。

### 交付額の加算措置

#### ■子育て世帯加算

◎**加算金額**…10万円（うち、みさと元気チケット2万円分）

※町内転居または建替えのかたは対象になりません。

#### ■土地取得加算

◎**加算金額**…最大20万円（うち、みさと元気チケット4万円分）

※町内転居または3年未満の再転入のかたは、10万円となります。

### 交付要件・申請方法など

交付要件・申請方法などの詳細は、町ホームページをご覧ください。

交付申請の手続きは、転入・転居日から6か月以内に行ってください。

問合せ＝建設課 管理係 ☎76-5134

## 結婚新生活支援事業

美里町内で結婚生活をスタートする新婚世帯に、住居費や引越費用などの新生活を始めるための費用の一部を助成します。

### ◎対象者

令和4年3月1日から令和5年3月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦で、次の要件をすべて満たす世帯

○直近の所得証明書で確認できる夫婦の合計所得金額が400万円未満

※貸与型の奨学金を返済している場合は、返済額を合計所得金額から控除します。

※夫婦の双方または一方が、申請時において無職の場合、離職したかたについては、所得なしとして算出します。

○婚姻時の年齢が夫婦ともに39歳以下

○夫婦ともに町内の同一物件に住民登録があるかた

○夫婦ともに町税などを滞納していないかた

○補助金の交付から3年以上美里町に居住する意思があるかた

○他の公的補助による家賃補助を受けていないかた



ホームページ  
QRコード

### ◎補助金額

1世帯あたり**30**万円（上限）

### ◎対象経費

令和4年3月1日から令和5年3月31日までの期間に結婚を機に生じた費用

○新たに美里町内の住宅を取得した際の費用

○美里町内の住宅物件を賃貸する際に要した費用で、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む）、共益費および仲介手数料

※夫婦が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、手当分を除きます。

○美里町内の物件の改修に要した費用

○婚姻に伴う引越しに要した費用

### ◎交付申請について

詳細は、町ホームページをご覧ください。交付申請の手続きは、令和5年3月31日（金）までです。

問合せ＝福祉課 こども福祉係 ☎76-5132

## 埼玉県北部地域で 『空き家バンク』を行っています

埼玉県北部の6市町（熊谷市、本庄市、深谷市、神川町、上里町、寄居町）と連携して空き家バンク制度を行っています。

### ◎募集します

お持ちの空き家を売りたいかた、貸したいかたは、ぜひ登録をお願いします。

まずは、建設課 管理係までご連絡ください。

宅建業者などによる調査を行い、登録可能か判断します。

※登録された空き家は、埼玉県北部地域空き家バンクホームページなどで情報を公開しています。



ホームページ  
QRコード

問合せ＝建設課 管理係 ☎76-5134

## 『美里町空き地バンク』登録にご協力ください!!

空き地を売りたいかた、貸したいかたは、ぜひ一度ご相談を!

空き地（宅地、雑種地、農地）の有効活用により、荒廃防止と町内への定住促進による地域活性化を図ることを目的として、空き地バンク制度を行っています。

### ◎募集します

空き地を売却・賃貸したいかた、空き地を利用・購入したいかたは、ぜひ登録をお願いします。また、町と協定を締結した宅建協会による空き地の活用相談も行っています。

まずは、建設課 管理係へご相談ください。



ホームページ  
QRコード

問合せ＝建設課 管理係 ☎76-5134

## 美里町新幹線定期券購入補助

定住人口の増加を図るとともに、将来にわたって活力ある地域社会を実現するため、新幹線を利用して通勤する転入者に、新幹線定期券購入費の一部を補助します。

### ◎対象者

- ・美里町に平成30年4月1日から令和5年3月31日の間に転入（1年以内の再転入は除く）し、令和5年3月31日までに申請したかた
- ・転入時に40歳未満（同居する配偶者でも可）のかた
- ・継続して5年以上居住する意思があるかた
- ・住宅を取得（新築または購入）したかた
- ・世帯全員に、町税などの滞納がないかた

### ◎補助金額

新幹線定期券の額から、普通定期券の額および新幹線にかかる通勤手当を差し引いた額の2分の1の額（月額2万円を上限）

### ◎補助金を受けられる期間

新幹線定期券の有効期間（申請年度の前年度は対象外）の初日から3年間



ホームページ  
QRコード

問合せ＝総合政策課 まち創生係 ☎76-1114





## 美里町起業支援事業補助金



産業の振興および活性化を図るため、町内で起業する事業者に補助金を交付します。

ホームページ  
QRコード

### ◎補助金額・内容

補助限度額 50万円（補助率1／2）

- ・事業所開設に要する経費への補助（町内業者によるものに限る）
- ・事業所などの賃借に要する経費への補助
- ・事業所の雇用促進を目的とする経費への補助（事業実施に必要な人件費）

※事業着手前の申請が必要となります。

※事業計画のあるかたは、事前に農林商工課にご相談ください。

### ◎対象者

- ・町内に住所を有するかた（法人にあっては、本店が町内に住所を有すること）
- ・町内に事業所を設置し、5年以上継続して事業を行う見込みがあるかた
- ・町内に住所を有していない個人の場合は、町内に住所を有しているかたを新規で1年以上雇用する見込みがあるかた

問合せ＝農林商工課 産業振興係 ☎76-5133

## 美里町商工会からのお知らせ

美里町内で創業を考えているかたへ

### 美里町商工会 創業サポートをご利用ください

美里町商工会では、創業に関する支援を随時行っています。  
下記が1つ以上当てはまるかた、まずは美里町商工会へご相談ください。  
相談は無料、予約不要です。女性、シニアのかた大歓迎です。



#### ■今までの経験を活かし独立したい

#### ■自分の店を持ちたい

#### ■将来、お店の開業や会社を設立したい

#### ■自分の趣味を仕事にしたい

##### ◎創業相談

創業時には何かと初めてのことばかり。美里町商工会は頼りになる相談相手として、創業を目指すあなたをサポートします。

##### ◎資金調達

開業時の設備資金や運転資金、軌道に乗るまでの生活費などを踏まえ、どのくらいの資金が必要かを検討します。

自己資金だけで開業費が賅えない場合は、どの金融機関から融資を受けるかも検討する必要があります。

創業者向けの融資制度は、日本政策金融公庫の創業者向け融資あるいは県の創業者向け制度融資のいずれかが一般的です。

##### ◎創業計画作成

「なぜ創業したいのか」「創業してどうなりたいのか」を書いてみることで、目標や動機づけが明確化します。

##### ◎フォロー

創業後も、経営が早期に軌道に乗るように継続的なアフターフォローまで、細やかに対応します。

問合せ＝美里町商工会 ☎76-0144



## 住宅改修資金補助事業

町内商工業の活性化と町内居住者の住環境の向上のため、住宅改修工事費の一部補助を行います。

自己が所有する住宅（倉庫などは除く）の改修工事に対し、1世帯につき1回限り、ご利用できます。



### 【対象となる要件】

- ・町内に居住し、住民基本台帳に登録されているかた
- ・工事金額が10万円以上であること（消費税除く）
- ・町税などに滞納がないこと
- ・町内業者による住宅改修工事であること



ホームページ  
QRコード

### 【申請方法】

工事着工前に申請書に必要な書類を添え、農林商工課へ提出してください。

### 【交付方法・交付額】

改修工事完了報告後、対象となる改修工事金額の30%に相当する額（上限10万円・千円未満切捨て）を美里町商工会が発行する商品券「みさと元気チケット」で交付します。

問合せ＝農林商工課 産業振興係 ☎76-5133

## 美里町浄化槽設置整備事業補助金交付制度

## 補助金を利用して「合併浄化槽」へ転換できます

補助基数に  
限りあり!!

補助金 **最大73万円**

※①浄化槽設置費（10人槽）、②配管費、  
③既設槽処分費補助の場合

### ◎合併処理浄化槽にすると…

側溝などに排水される汚れが大幅に減少  
悪臭や害虫の発生を抑制し生活環境が向上

### 対象となる地域

浄化槽整備区域と公共下水道整備区域内の未供用区域  
※公共下水道供用開始区域と農業集落排水整備区域は、対象外です。

### 対象となるかた

専用住宅で、単独浄化槽または汲み取り便槽を10人槽以下の合併処理浄化槽に入れ替えるかた  
※建築基準法第6条第1項に基づく建築申請を要する新築、増築、改築に伴う場合は対象外です。

補助対象	補助金額	
	人槽区分	
①浄化槽設置費	5人槽	352,000円
	7人槽	434,000円
	10人槽	568,000円
②配管費		100,000円
③既設槽処分費		62,000円

問合せ＝上下水道課 業務係 ☎76-1118



## 建築物等の適正管理をお願いします

令和3年10月から、「美里町まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例」を施行しました。これにより、適正な管理が行われず、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性がある建築物等（「空家」及び「居住物件」）の所有者等（所有者又は管理者）に対して、町長は「特定空家等」及び「特定居住物件等」に認定し、必要な措置を講ずることができようになります。建築物等の所有者等は、適切に管理し、管理不全状態としないよう努めてください。

◎措置の対象となる「特定空家等」「特定居住物件等」とは？

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保

全を図るために放置することが不適切である状態

これらいずれかの要件を満たし、「特定空家等」「特定居住物件等」に認定された建築物等の所有者に対して、町長は条例に基づき、除去、修繕、立木竹の伐採、その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずることができ

◎「特定空家等」「特定居住物件等」に対して講ずることができる措置とは？

### 町が講ずることができる措置

#### ①助言または指導

所有者等が自らの意思による改善を促す措置

#### ②勧告

助言または指導をしたが、改善が認められないときには、必要な措置をとることを勧告

#### ③命令

正当な理由なく、勧告に係る措置をとらなかった場合、勧告に係る措置をとることを命令することができる

#### ④代執行

①～③の措置を履行しても十分な処置が見込めない場合には、行政代執行に従い、伐採、解体等代執行することができる

※代執行に要した費用は、所有者等の負担となります。

こちら

◎「特定空家等」「特定居住物件」に認定されないよう建築物等の適正な管理をお願いします

建築物等が原因となって、近隣や通行者の方に被害が発生した場合、所有者等の責任になり、賠償責任を問われるおそれがあります。所有者等の方は、建築物等の適正な管理をお願いします。

#### ・適正な管理とは？

建物及び敷地内の状態を健全に維持し、周辺の住民に迷惑をかけない状態のことです。

す。（建物の空気の入れ替え、雑草の除去、郵便ポストの清掃、庭木の剪定等を行い、建築物等を放置しておかないこと）

#### ・所在を明らかにする

遠方地への引越しや相続で長期間家を空ける場合、隣近所や行政区などに連絡先を伝えておき、連絡を取れるようにしておいてください。

#### ・売却、貸借について

使用道のない空き家は、売却や取り壊しについてもご検討ください。建物は使用していない時間が長いほど資産価値が下がります。建物の老朽化が進む前に不動産業者等へご相談ください。

### 各種制度をご利用ください！

町では、空き家バンク、空き地バンク、空き家解体の支援の制度を設けています。

詳しくは、7・11ページをご覧ください。

土地の有効活用と治安維持・危険防止のため、  
空き家を解体するという選択

申請には、現地調査が必要です。  
まずは、お気軽にご相談ください。

周辺の生活環境保全のため、ぜひ空き家の解体を  
ご検討ください。

## 危険老朽空き家物件調査事業

解体費用および解体後の更地価格の概算額を算出する  
ための調査

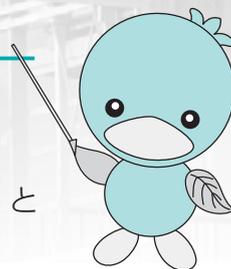
**補助金額 最大10万円** (実費相当額)

## 危険老朽空き家解体事業

空き家の解体、撤去および処分に係る工事\*

**補助金額 最大50万円** (補助率2分の1)

※同一物件に交付できる補助金の額は、「調査事業」と  
「解体事業」の合計50万円を限度とします。



# 支援 します 空き家 解体を

### 対象となる空き家

- 昭和56年5月31日以前に建築された居住用の空き家であること
- 補助対象空き家を含む敷地のすべてが1年以上使用されていないこと
- 町が定める基準に基づき、「危険老朽空き家」と判定された空き家であること など

## 危険ブロック塀の撤去と 安全な塀などの築造の費用を補助します

町道、県道、国道に面する危険ブロック塀などの撤去と撤去後の安全な塀などの築造の費用を補助します。ブロック塀などの撤去を検討しているかたは、ぜひご相談ください。

※工事着手後の補助金の交付申請は受付できません。  
必ず、工事着手前にご相談ください。

**補助額**      撤去費   最大 **10万円**  
                 築造費   最大 **10万円**



- ▶ **対象** 町道、県道、国道に面する危険ブロック塀などの撤去事業および安全な塀などの築造事業 (町内業者が施工する場合に限る)
- ▶ **申込み** 工事着手前に建設課に必要書類を提出してください。  
※必要書類などの詳細は、お問い合わせください。

定期的に  
がん検診を  
受けましょう

# 令和4年度 がん検診等予定表

## 集団検診

保健センターで受診してください。

検診名	検診内容	対象者 (令和5年4月1日現在の年齢)	実施期間
胃がん検診 (バリウム)	◆問診 ◆胃部エックス線撮影	40歳以上 (希望者と胃がん リスク検診結果がE群のかた)	下記「集団検診スケジュール」参照
肺がん・結核検診	◆問診 ◆胸部エックス線撮影	40歳以上	
大腸がん検診	◆問診 ◆便潜血検査 (配布された容器に2日分の便 を採ります) ※出血しやすい大腸がんの性質を利用して、便につ いた血液を見つける検査です。	40歳以上	
乳がん検診	◆問診 ◆マンモグラフィ検査 (乳房エックス線撮影) ※視触診は実施なし	40歳以上の女性	
子宮頸がん検診	◆問診 ◆診察 ◆子宮頸部細胞診検査 (液状化細胞診)	20歳以上の女性	
骨粗しょう症検診	◆問診 ◆踵 (かかと) の骨の超音波検査	20歳から80歳の女性	
肝炎ウイルス検診	◆血液検査	40歳以上の肝炎ウイルス 検診未受診者	

## 集団検診スケジュール

予約が必要です！

検診名	申込み	6月				7月				8月				9月		11月				
		27月	28火	29水	30木	1金	2土	13水	14木	1月	2火	3水	4木	5金	13火	14水	4金	7月	8火	24木
肺がん・結核	5月16日(月)~	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	受付 午後0時45分~3時					
大腸がん	検査キットは 申込みが必要	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	受付 午前9時~午後2時					
胃がん (バリウム)	5月16日(月)~	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	○	○	受付 午前8時~10時			
乳がん	9月12日(月)~	受付 午後0時30分~2時												○	○	○	○			
子宮頸がん		受付 午前9時30分~10時30分 午後0時30分~2時												○	○	○	○			
骨粗しょう症		受付 午前9時30分~10時30分 午後0時30分~2時												○	○	○	○			
肝炎ウイルス	41歳以上のかた は申込みが必要	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	受付 午後1時~2時 ※採血は午後1時30分開始					

# ★各検診はすべて無料です。

※個別のみ実施、集団のみ実施の検診がありますので、ご注意ください。

## 年度内に1人1回のみ(個別または集団で)受診できます。

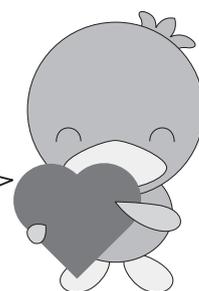
※同一年度内に重複受診した場合は、全額自己負担になりますので、ご注意ください。



指定医療機関に予約のうえ受診してください。

検診名	検診内容	対象者 (令和5年4月1日現在の年齢)	実施期間
胃がんリスク検診 ～ABC検診～	◆血液検査 『胃の健康度(将来の胃がん発症リスク[危険度])』を調べる検査です。	40歳以上	令和4年5月9日～ 令和5年3月31日
前立腺がんリスク検診 ～PSA検診～	◆血液検査 前立腺がんの可能性のある人を見つける検査です。	40歳以上の男性	令和4年5月9日～ 令和5年3月31日
大腸がん検診	◆問診 ◆便潜血検査(配布された容器に2日分の便を採ります) ※出血しやすい大腸がんの性質を利用して、便についた血液を見つける検査です。	40歳以上	令和4年6月1日～ 令和5年3月31日 ※検査キット配布期間 令和4年6月1日～ 令和5年3月10日
乳がん検診	◆問診 ◆マンモグラフィ検査 (乳房エックス線撮影) ◆視触診(任意)	40歳以上の女性	令和4年5月9日～ 令和5年3月31日
子宮頸がん検診	◆問診 ◆診察 ◆子宮頸部細胞診検査(液状化細胞診)	20歳以上の女性	令和4年5月9日～ 令和5年3月31日
歯周疾患検診	◆問診 ◆歯および歯周組織などの検査 ◆歯科指導	40歳以上	令和4年5月2日～ 令和5年3月31日
20歳・30歳 ピロリ検診	◆血液検査	20歳・30歳 ※4月に個別通知	令和4年5月9日～ 令和5年3月31日
がん腫瘍 マーカー検査	◆血液検査	20歳・25歳・ 30歳・35歳の女性 ※4月に個別通知	令和4年5月9日～ 令和5年3月31日

- 受診券および『がん検診等予定表』は、4月末に対象のかたに発送しています。  
受診方法などの詳細は、「令和4年度美里町がん検診等のご案内」をご覧ください。
- 骨粗しょう症検診については、午前と午後を実施します。  
骨粗しょう症検診のみを受診されるかたは、午前中をお勧めします。
- 転入などで受診券が届いていないかたは、保健センターまでご連絡ください。  
(転出したかたは、受診券を使用することができません。)
- ミムリン健幸ポイント事業を実施しています。  
がん検診などはポイント項目になっていますので、ぜひ受診してください。



# 消費生活相談



新型コロナウイルス感染症検査  
キットに関するトラブルに注意



## 【事例1】

コロナ検査キットを購入したところ、検査キットには「研究用」と書かれていた。製造者に、性能について問い合わせたが、混みあっている電話に出ない。

## 【事例2】

体調不良を感じたため、ネットで見つけた業者に抗原検査キットを申し込んだ。「3時間で配送、15分間で検出」とうたっていたが、業者に確認したところ、発送は9日後になり、解約は受け付けないとされた。

新型コロナウイルス感染症を診断するための検査には、PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査などがあり、いずれも人の細胞内にウイルスが存在しているかどうかを調べるための検査です。

家庭などにおいて、体調が気になる場合に自主検査を行い、確実な医療機関の受診につなげるため、薬局などで抗原検査キットが販売されています。国の承認を受けた医療用の抗原検査キットは、「体外診断用医薬品」と表示されていますが、「研究用」と称される抗原検査キットは、性能などが確認されたものではなく注意が必要です。

## 【消費者へのアドバイス】

- ・抗原検査キットは、体調などが気になる場合にセルフチェックとして使用するものです。
- ・抗原検査キットは、「体外診断用医薬品」を購入・使用しましょう。
- ・購入・使用の際は、商品の注意書、使用方法などをよく確認しましょう。
- ・ネット通販で購入する際は、広告に偽りがある、商品を送ってこない、連絡が取れないなどの悪質な業者と取引しないよう、注文前に事業者情報をしっかり確認しましょう。
- ・抗原検査キットを使用し、陽性の結果が出た場合は、速やかに医療機関を受診してください。受診する場合は、まずはかかりつけ医や身近な医療機関、「受診・相談センター」に電話で相談しましょう。また、陰性の場合でも、引き続き感染予防対策を行きましょう。

## 困ったときの相談窓口は…

新型コロナウイルス関連詐欺 消費者ホットライン

☎ 0120・797・1888

消費者ホットライン

☎ 1888 (1888泣き入り)と覚えてください。

消費生活支援センター熊谷

☎ 048・524・0999

役場『消費者相談窓口』

☎ 76・5133 (農林商工課内)

# みさと文芸

俳句と短歌を募集中!  
毎月5日までに総務課へお届けください

## 短歌

いっばいに萌え出でし鉢の春蘭の 蕾たしかむ客去りしあと

(沼上) 勝江

人と犬つなぐ鎖に春一番 陽のきらめきて通りすぎゆく

(天也) 清水ミヨ子

赤きいろ黒にむらさき様々に ランドセル揺れ春めく学童

(小茂田) 原 武久

日溜まりに名も知らぬ花咲き初めて 小さき春は彼方此方にあり

(天也) 小林カツ子

ふきのとうやさしい香が広がりに 汁にうかべて春をいただく

(御志) 福島恵美子

照れながら黄色い班旗握りしめ 班長さんのデビューの朝

(下見玉) 原田 淳子

十一歳児戦火のがれて1000キロ先 親は親見て戦火の中に

(中世) 有馬 康博

いち早く河津桜の花つぼみ まぶしく映える春の訪れ

(中世) 有馬 千代

読みさしのページ押さえる手の先に ピカリと光る爪は春色

(駒志) 丸山 好子

俳句・短歌の投稿には、住所・氏名・連絡先・ふりがな等を必ず明記してください。



20歳・25歳・30歳・35歳を迎える女性のかたへ

**がん腫瘍マーカー検査・ピロリ検査が無料で受けられます**

町では、女性特有のがんの腫瘍マーカー検査と併せて、ピロリ検査が無料で受けられます。腫瘍マーカー検査は、がん診断の補助や診断後の経過、治療の効果をみることを目的に行うものです。採血により検査することができ、体への負担はほとんどありません。一度受けてみてはいかがでしょうか。

**対象者**

令和5年4月1日現在で、20歳・25歳・30歳・35歳を迎える女性のかた

【20歳】平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれのかた

【25歳】平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれのかた

【30歳】平成4年4月2日～平成5年4月1日生まれのかた

【35歳】昭和62年4月2日～昭和63年4月1日生まれのかた

**検査  
無料****腫瘍マーカーとは**

体のどこかに腫瘍ができると、血液中や排泄物中に、たんぱく質や酵素、ホルモンなどの特別な物質が増えていきます。それが腫瘍マーカーです。腫瘍の種類や発症部位に特有の物質と、そうでないものがあります。それを検出するのが腫瘍マーカー検査で、腫瘍の発生やその種類、進行度などを判断する手がかりになります。

**検査の方法は**

採血により血液に含まれる腫瘍マーカー・ピロリ菌の値を測定します。

**検査で分かる種類は**

乳がん、子宮頸がん、卵巣がん、消化器がん、それと併せてピロリ菌です。

**検査を受けたい場合は**

対象者には、4月下旬に通知を発送しました。以下の実施医療機関のいずれかへ事前に電話予約をし、送付された受診券、健康保険証、診察券（お持ちのかた）を持参し、受診してください。詳細は、通知をご確認ください。

**実施医療機関**

医療機関名	住所	電話番号
うめだクリニック	美里町広木970	☎76-4151
千田医院	美里町根木107-1	☎76-0041
美里クリニック	美里町阿那志225-1	☎76-0032
南美里診療所	美里町甘粕528-3	☎76-3703

**腫瘍マーカーの特徴**

腫瘍マーカーは、がん細胞の数や、がん細胞が作る物質の量が多くなると、値が高くなります。しかし、肝障害、腎障害、飲酒や喫煙などの生活習慣、いつも飲んでる薬、がん以外にかかっている病気などの影響により、がんの有無とは無関係に高い値になることもあります。また、がんがあっても値が高くないこともあります。

このように、腫瘍マーカーだけでがんの診断は確定できないため、多くの腫瘍マーカーは、参考になる検査の一つとして、診察や画像検査の結果などと併せて使われます。

問合せ＝保健センター 健康増進係 ☎76-2855

# 水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水使用料を改定します

町の水道は、料金などの収入減少や原価の上昇、施設の老朽化による維持費の増加など、さまざまな問題を抱えています。また、公共下水道、農業集落排水事業については、これらの問題に加え、同じ汚水処理事業であるにもかかわらず、使用料の水準が異なっているという問題も生じています。

これらの問題を議論し、今後も安定した運営を続けていくため、令和3年度に上下水道事業審議会に諮問を行い、今後の上下水道事業の料金体系のあり方について審議していただきました。

審議会から提出された答申を受けて、町では水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水使用料について改定を行うことになりましたので、お知らせします。

将来への負担を軽減し、安心・安全な上下水道のサービスを今後も継続して提供するための取組みですので、使用者の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力をお願いします。

## 1 水道料金改定

水道事業は、独立採算制を基本原則とし、その事業費を水道料金でまかなっています。これまで、経費の縮減や経営の効率化を図ってきましたが、町の人口減少や節水型機器の普及により、給水収益が減少しており、一方、老朽化した施設や管路の更新費用が増加し、厳しい経営状態が続いています。

そのため、昨年度に開催した上下水道事業審議会の答申を踏まえ、令和4年10月1日から水道料金の改定を行うことになりました。

### 水道料金（税別・1か月につき）

一般用【改定前】		料 金
区 分		
基本料金（10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> まで）		953円
従量料金 （1 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> につき）	—	—
	11 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> ～50 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	105円
	51 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> ～500 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	126円
	501 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> ～1,000 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	136円
	1,001 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> ～2,000 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	152円
	2,001 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> ～	178円



一般用【改定後】		料 金
区 分		
基本料金		<b>500円</b>
従量料金 （1 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> につき）	<b>1<sup>3</sup>m<sup>3</sup>～10<sup>3</sup>m<sup>3</sup></b>	<b>60円</b>
	11 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> ～50 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	<b>117円</b>
	51 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> ～500 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	<b>141円</b>
	501 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> ～1,000 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	<b>152円</b>
	1,001 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> ～2,000 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	<b>170円</b>
	2,001 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> ～	<b>199円</b>

### メーター使用料（税別・1か月につき）

メーター口径区分	改定前	改定後	メーター口径区分	改定前	改定後
13ミリメートル以下	58円	<b>64円</b>	50ミリメートル以下	477円	<b>534円</b>
20ミリメートル以下	134円	<b>150円</b>	75ミリメートル以上	1,429円	<b>1,600円</b>
25ミリメートル以下	191円	<b>213円</b>			

#### 【改定のポイント】

- ・月額基本料金を500円に値下げし、使用水量1<sup>3</sup>m<sup>3</sup>から従量料金を加算する体系に改めます。
- ・1か月10<sup>3</sup>m<sup>3</sup>を超える従量料金・メーター使用料を約12%改定します。

### 使用水量ごとの料金比較（メーター使用料を含む。税込・2か月につき）

使用水量	改定前料金	改定後料金	増減額	使用水量	改定前料金	改定後料金	増減額
0 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	2,223円	<b>1,240円</b>	▲983円	40 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	4,533円	<b>5,134円</b>	601円
5 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>		<b>1,570円</b>	▲653円	50 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	5,688円	<b>6,420円</b>	732円
10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>		<b>1,900円</b>	▲323円	60 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	6,843円	<b>7,708円</b>	865円
15 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>		<b>2,230円</b>	7円	70 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	7,998円	<b>8,994円</b>	996円
20 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>		<b>2,560円</b>	337円	80 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	9,153円	<b>10,282円</b>	1,129円
25 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	2,801円	<b>3,203円</b>	402円	90 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	10,308円	<b>11,568円</b>	1,260円
30 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	3,378円	<b>3,846円</b>	468円	100 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	11,463円	<b>12,856円</b>	1,393円

#### 【改定のポイント】

- ・2か月あたりの使用水量が、15<sup>3</sup>m<sup>3</sup>未満のかたは、改定前に比べ料金は下がります。
- ・2か月あたりの使用水量が、15<sup>3</sup>m<sup>3</sup>以上のかたの改定率は、平均12%増となります。
- ・令和4年12月検針（令和5年1月請求）分から料金が変わります。

## 2 公共下水道使用料改定

公共下水道と農業集落排水は、汚水処理という同一の機能を果たしている事業ですが、使用料の水準は異なっています。具体的には、公共下水道使用料の水準が農業集落排水使用料に比べて低く設定されており、受益者負担の公平性が図られていない状況となっています。また、施設の維持管理に要する経費について、農業集落排水では、その全額を使用料で賄っていますが、公共下水道では、その一部しか賄っておらず、不足分を一般会計（税金）からの繰入金によって補っています。

そのため、公共下水道については、昨年度開催した上下水道事業審議会の「維持管理費を賄える水準に使用料を引き上げることが適当」との答申内容を受け、令和4年10月1日から段階的に使用料の改定を行うことになりました。

### 公共下水道使用料（税別・1か月につき）

【改定前】		【改定後】			
区 分		区 分	第1段階 R4.10～	第2段階 R6.4～	第3段階 R8.4～
基本使用料（10m <sup>3</sup> まで）		基本使用料	800円	800円	800円
従量 使用料 （1m <sup>3</sup> に つき）	—	1m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup>	33円	66円	100円
	11m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup>	11m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup>	120円	120円	120円
	31m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	31m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	130円	130円	130円
	51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	160円	160円	160円
	101m <sup>3</sup> ～200m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ～200m <sup>3</sup>	180円	180円	180円
	201m <sup>3</sup> ～500m <sup>3</sup>	201m <sup>3</sup> ～500m <sup>3</sup>	200円	200円	200円
	501m <sup>3</sup> ～1,000m <sup>3</sup>	501m <sup>3</sup> ～1,000m <sup>3</sup>	220円	220円	220円
1,001m <sup>3</sup> ～	1,001m <sup>3</sup> ～	230円	230円	230円	

#### 【改定のポイント】

- ・使用水量1m<sup>3</sup>から従量使用料を加算する体系に改めます。
- ・使用水量1～10m<sup>3</sup>の単価は、令和4年10月から令和8年4月にかけて、33円、66円、100円と3段階で改定し、急激な負担額増加の緩和を図ります。
- ・11m<sup>3</sup>以上の従量使用料単価は、現在の金額のまま据え置きます。

### 使用水量ごとの使用料比較（税込・2か月につき）

使用水量	改定前 使用料	第1段階 R4.10～	第2段階 R6.4～	第3段階 R8.4～	使用水量	改定前 使用料	第1段階 R4.10～	第2段階 R6.4～	第3段階 R8.4～
0m <sup>3</sup>	1,760円	1,760円	1,760円	1,760円	40m <sup>3</sup>	4,400円	5,126円	5,852円	6,600円
5m <sup>3</sup>		1,940円	2,122円	2,310円	50m <sup>3</sup>	5,720円	6,446円	7,172円	7,920円
10m <sup>3</sup>		2,122円	2,486円	2,860円	60m <sup>3</sup>	7,040円	7,766円	8,492円	9,240円
15m <sup>3</sup>		2,304円	2,848円	3,410円	70m <sup>3</sup>	8,470円	9,196円	9,922円	10,670円
20m <sup>3</sup>		2,486円	3,212円	3,960円	80m <sup>3</sup>	9,900円	10,626円	11,352円	12,100円
25m <sup>3</sup>	2,420円	3,146円	3,872円	90m <sup>3</sup>	11,330円	12,056円	12,782円	13,530円	
30m <sup>3</sup>	3,080円	3,806円	4,532円	100m <sup>3</sup>	12,760円	13,486円	14,212円	14,960円	

#### 【改定のポイント】

- ・使用水量により異なりますが、令和8年4月には平均で30%増の改定となり、農業集落排水と使用料水準が統一されます。
- ・段階的な改定を行うことで、すべての使用水量において、使用料が緩やかに増加するよう配慮しています。

### 3 農業集落排水使用料改定

令和6年4月1日から農業集落排水使用料を改定し、世帯人員により使用料を算定する方式（定額制）から公共下水道と同様に、水道の使用量により使用料を算定する方式（従量制）に変わります。

これにより、使用料は使用した分だけの負担となり、節水努力を使用料に反映できるほか、水道料金と合わせた支払いができるようになり利便性が高まります。

農業集落排水では、現在、施設の維持管理に要する経費を使用料で賄っているため、改定後も全体の使用料水準は変わりませんが、従量制への移行に伴い各世帯（事業所）では使用水量により使用料が変わるようになります。

一部使用水量の多い世帯（事業所）では使用料が上がるがありますが、急激な負担の増加に配慮し、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間については、段階的に使用料が上がるよう激変緩和の制度を設けます。激変緩和制度終了後は、公共下水道と使用料体系が同一になります。

#### 農業集落排水使用料（税別・1か月につき）

定額制【改定前】			従量制【改定後】		
区分	基本使用料月額 (1世帯あたり)	人数割月額 (1人あたり)	区分	使用料	
一般家庭用	1,943円	486円(家族)	基本使用料	800円	
共用	1,943円	486円(入居者)	従量使用料 (1㎡につき)	1㎡～10㎡	100円
飲食店・理容業	3,886円	486円(家族)		11㎡～30㎡	120円
		239円(従業員)		31㎡～50㎡	130円
事務所等	1,943円	486円(家族)		51㎡～100㎡	160円
		239円(従業員)		101㎡～200㎡	180円
				201㎡～500㎡	200円
				501㎡～1,000㎡	220円
		1,001㎡～		230円	

#### 【改定のポイント】

- ・月々の使用水量に応じた従量制の使用料体系に改めます。
- ・使用料は、区分・金額ともに改定後の公共下水道使用料と統一します。

#### 農業集落排水使用料の比較例（税込・2か月につき）

世帯人員	使用水量	改定前使用料	改定後使用料 R6.4～	改定後使用料 R7.4～	改定後使用料 R8.4～
1人世帯	10㎡ (少なめ)	5,342円	2,860円		
	20㎡ (ふつう)		3,960円		
	30㎡ (多め)		5,280円		
2人世帯	25㎡ (少なめ)	6,412円	4,620円		
	35㎡ (ふつう)		5,940円		
	45㎡ (多め)		6,694円	6,976円	7,260円
3人世帯	30㎡ (少なめ)	7,482円	5,280円		
	45㎡ (ふつう)		7,260円		
	60㎡ (多め)		8,066円	8,652円	9,240円
4人世帯	40㎡ (少なめ)	8,550円	6,600円		
	55㎡ (ふつう)		8,526円	8,552円	8,580円
	70㎡ (多め)		9,256円	9,962円	10,670円
5人世帯	50㎡ (少なめ)	9,620円	7,920円		
	65㎡ (ふつう)		9,731円	9,842円	9,955円
	80㎡ (多め)		10,444円	11,272円	12,100円

#### 【改定のポイント】

- ・従量制の導入により、全体では60%程度の世帯で値下げとなります。
- ・使用水量が多い一部の世帯では値上げになりますが、期間限定で支払額に上限を設け、急激な負担額増加の緩和を図ります。

# 農業集落排水使用料改定 なるほどQ&A

**Q1** 使用料は改定後上がりますか？ 下がりますか？

**A1** 2か月あたりの使用水量が次の表を超えると、改定前に比べ使用料は上がります。表の水量より少ない場合は下がります。水道の検針票をご確認いただき、節水をお願いします。

1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
31m <sup>3</sup>	39m <sup>3</sup>	47m <sup>3</sup>	55m <sup>3</sup>	63m <sup>3</sup>	71m <sup>3</sup>

**Q2** 使用料はいくらになりますか？

**A2** 町ホームページに、「使用料早見表」のほか、シミュレーションが出来る「自動計算表」を作成しましたので、是非ご利用ください。ご不明な点は、検針票をお手元にご用意いただき、お問い合わせください。



ホームページ  
QRコード

**Q3** いつから使用料は変わりますか？

**A3**

【水道の検針が偶数月のかた】

令和6年3月分（4月請求）まで従来の定額制での請求となり、令和6年6月検針分（7月請求）から従量制で算定し、水道料金と合わせて2か月に1度の請求に変わります。

【水道の検針が奇数月のかた】

令和6年4月分（5月請求）まで従来の定額制での請求となり、令和6年7月検針分（8月請求）から従量制で算定し、水道料金と合わせて2か月に1度の請求に変わります。

**Q4** 十条（沼上）処理区に加入しています。公共下水道になると聞きましたが、使用料はどうなりますか？

**A4** 現在、十条・沼上処理区を公共下水道へ接続する工事を行っており、令和5年4月1日に公共下水道として供用を開始する予定です。使用料は、令和5年度までは従来の定額制を維持し、令和6年度から従量制に変わります。

**Q5** 井戸を使用しています。使用料はどうなりますか？

**A5** 井戸水などの水道水以外の水を使用しているかたについては、使用人数に応じて、排水量を認定することになりますので、事前に下記担当宛に届出をお願いします。

**Q6** 散水に水を使用することが多く、排水設備へあまり流していません。使用料はどうなりますか？

**A6** 散水などが多く水道の使用量と実際に排水する量が著しく異なる場合には、排水量を計測する下水メーターを設置して、使用料を算定することができます。ただし、下水メーターの新規設置費用の一部及び8年毎の交換費用については使用者に負担していただくこととなりますので、費用対効果を十分に勘案して設置をご検討ください。なお、設置に係る事前相談や申請受付等は令和5年度を予定していますので、改めてご案内します。

## 水道加入金・公共下水道受益者負担金を改定します

水道加入金（税別・1給水装置につき）R4.10.1～

メーター口径区分	改定前	改定後
13ミリメートル以下	95,239円	100,000円
20ミリメートル以下	200,000円	210,000円
25ミリメートル以下	523,810円	550,000円
30ミリメートル以下	857,143円	900,000円
40ミリメートル以下	1,819,048円	1,920,000円
50ミリメートル以下	3,285,715円	3,450,000円
75ミリメートル以上	随時町長が定める	町長が別に定める

公共下水道受益者負担金 R6.4.1～

改定前	改定後
<b>【均等割】</b> 対象地1か所につき33万円 <b>【面積割】</b> 400m <sup>2</sup> を超える場合は面積 1m <sup>2</sup> につき200円	町が設置する 「公共ます」 1基あたり50万円

**【改定のポイント】**

・公共下水道受益者負担金は、農業集落排水受益者分担金と金額を統一します。

問合せ＝上下水道課 業務係 ☎76-1118



## 軽自動車税種別割・固定資産税（第1期）の納期について

### 納期限 5月31日(火)

5月31日(火)は、軽自動車税種別割・固定資産税（第1期）の納期です！  
忘れずに納めましょう。  
スマートフォン決済アプリ（PayB、PayPay）でも納められます。



## 軽自動車税種別割には減免制度があります

身体に障害があるかたなどが所有する軽自動車については、税の減免制度があります。  
申請は、毎年必要になりますので、減免を受けようとするかたは、お早めに税務課 資産税係へ申請してください。

■申請期限 5月31日(火)まで

■持参するもの

- ①身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか（コピー不可）
- ②運転者のかたの運転免許証
- ③自動車検査証または軽自動車届出済証
- ④納税通知書
- ⑤納税義務者のかた（法人を除く）の個人番号確認および身元確認書類

※自動車税の減免は、障害があるかた1名につき1台に限られます。すでに普通自動車税種別割の減免を受けているかたは、重複して軽自動車税種別割の減免は受けられません。また、障害の程度によっては減免を受けられない場合があります。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送でも受け付けます。詳しくは、お問い合わせください。

## 減免申請にはマイナンバーを忘れずに!!

減免申請を行う場合、マイナンバー（個人番号）または法人番号の記入が必要となります。  
個人のかたが個人番号を記載した申請書を提出する際は、本人確認（番号確認および身元〈実存〉確認）が必要となるため、運転免許証などの本人確認書類の提示、または写しの添付をお願いします。



Q

軽自動車の廃車・売却をしたが、納税通知書が届いた…



A

4月1日以前に廃車手続きや車両を売却したにもかかわらず、軽自動車税種別割が課税されている場合は、税務課 資産税係までご連絡ください。

問合せ＝税務課 資産税係 ☎76-5131

## 県税事務所からのお知らせ

埼玉県の自動車税種別割は、金融機関のほか、コンビニでも納められます。  
忘れずに、5月31日(火)までに納めましょう。

※自動車税種別割全般に関すること、住所変更、納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、自動車税コールセンター（☎0570-012-229）へご連絡ください。



## 美里町農作業受委託調整委員会からのお知らせ

## 令和4年度 農作業標準料金をお知らせします

農作業を安心してお任せできる組織・個人がいますのでご利用ください。

作業名		単位	基本料金	摘要	
耕起	耕起（1回）	10a	6,600円	ロータリー使用、未整備地区は2割増	
	耕起（2回）	//	9,240円	ロータリー使用、未整備地区は2割増	
	休耕地耕起（1回）	//	7,920円	3年以上放置農地（現状により加算）	
	特殊耕起	//	9,240円	果樹園地など	
水稲	代かき	//	7,920円	ドライブハロー（整地は別）	
	育苗	1箱	792円	10a当り標準25~30箱	
	田植え	10a	9,240円	補植は別	
	除草・殺菌・殺虫（散布機）	//	1,980円	農薬代は別	
	全面受託	//	96,360円	農薬代・肥料代などは別	
麦	麦播き	//	9,240円	ドリル播き	
	溝掘り（排水対策）	m当り	26円		
	麦踏み	10a	1,980円	ローラー使用	
	除草・殺菌・殺虫（散布機）	//	1,980円	農薬代は別	
刈取・収穫	コンバイン	//	19,800円	ほ場整備地区 結束は2,640円増	倒伏・湿害などの場合 50%以内の割増あり
	コンバイン	//	26,400円	未整備地区 結束は2,640円増	
	ネギ収穫	1時間	4,656円	専用機械を使用、オペレーター付	
	乾燥からもみすり調製	10a	17,160円	袋は委託者負担、製品配達料金は別、袋詰めは1袋当り55円増	
	もみすり調製のみ	30kg	660円	製品配達料金・袋代は別	
管理・その他	土層改良機（プラソイラー）	10a	5,280円	オペレーター付	
	畦畔造り（土手つき）	m当り	105円		
	野菜移植機	1日	6,600円	機械のみ	
	肥料撒き（元肥）	10a	1,584円		
	堆肥撒き（マニアスプレッダ）	1日	13,200円	機械のみ	別途走行1kmあたり26円加算、オペレーター代は別料金、堆肥は別
		半日	6,600円		
堆肥積込（ホイールローダー）	1日	13,200円	機械のみ	オペレーター代・燃料代・堆肥は別	
	半日	6,600円			
果樹	除草・防除・剪定・摘果	1時間	1,188円	機械持込みの場合+1,320円/時間、薬剤・資材代は別	
	草刈り（歩行型機使用）	10a	9,240円	オペレーター付	

※ほ場・作物により異なりますので、農林商工課 産業振興係へお問い合わせください。

※ほ場の条件によっては、若干の加算もあります。

※機械の回送を伴う場合は、別途片道3,300円がかかります。

※上記料金には、消費税が含まれています。

※受託者側の状況により、対応が遅くなる場合があります。

※料金の見直しがあった場合は、改めてお知らせします。

問合せ＝農林商工課 産業振興係 ☎76-5133



## 農地の転用には許可が必要です

農地を宅地、駐車場、資材置場などの農地以外の目的に利用しようとする場合には、農地転用許可が必要です。

また、転用しようとする農地が、農業振興地域内の農用区域（青地）に指定されている場合は、原則として転用は許可されません。やむを得ず転用する場合は、農用区域から除外する手続きを行った後、農地転用の手続きを行うことになります。

転用をお考えのかたは、必ず事前にご相談ください。

### 【農地転用の許可】

#### ◎対象になる農地

登記地目が農地の土地です。また、登記地目が農地でなくても、農地として利用されている土地も対象となります。

#### ◎転用の可否

転用の許可は、農地法の基準（場所や目的などにより異なります）により判断されます。

#### ◎申請手続き

毎月10日（10日が土日、祝日の場合はその翌日の開庁日）までに申請書を提出してください。

申請から許可までにかかる期間は、おおよそ2か月です。

問合せ＝農業委員会事務局（農林商工課内）  
☎76-5133



### 【農用区域からの除外】

#### ◎除外の要件

除外するには、次の5つの要件を全て満たすことが必要です。

- ①必要性および緊急性があり、他に代替すべき土地がなく、農地転用など、必要な許認可の見込みがあること
- ②農用地の集団化、農作業の効率化その他農業上の利用に支障がないこと
- ③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障がないこと
- ④土地改良施設などの機能に支障がないこと
- ⑤土地改良事業などの工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること

#### ◎申出手続き

4月、7月、10月、1月の各10日（10日が土日・祝日の場合は、その前日の開庁日）までに、必ず事前相談のうえ、申出書を提出してください。

申出から除外までにかかる期間は、おおよそ9～10か月です。

問合せ＝農林商工課 産業振興係 ☎76-5133

## ツキノワグマなどの野生動物の出没に注意してください

町内で、ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカなどの野生動物が目撃されています。もしも出会ってしまったら、あわてず、落ち着いてからゆっくりその場を離れてください。

野生動物を近づけないために、庭先や畑などに、えさとなるものを放置しないようにしましょう。

また、ハイキングや山の近くで作業される場合は、音が出るものを携帯し、見通しの悪い場所を避けるなど、十分に注意してください。



問合せ＝農林商工課 産業振興係 ☎76-5133



## 農地バンク制度について

「農地バンク制度」とは、農地の所有者のかたに、耕作や管理が困難になった農地を登録していただき、その情報を農地の借受などを希望するかたに提供することで、貸借などを支援する制度です。

遊休農地の発生を防止し、農地の有効利用のため、「農地を貸したい・売りたい」「農地を借りたい・買いたい」と考えているかたは、農業委員会事務局までお問い合わせください。

問合せ＝農業委員会事務局（農林商工課内） ☎76-5133

## 森林の樹木を伐採するときは「伐採届」が必要です

地域森林計画の対象となっている森林の樹木を伐採するときは、森林法により、「伐採届」の提出が義務付けられています。

伐採する場合は、対象となっている森林が事前に農林商工課までお問い合わせください。



### 【届出対象者】

- ◎森林所有者が自分で伐採するときは、森林所有者が提出します。
- ◎森林所有者が請負によって伐採するときは、森林所有者と伐採業者が連名で提出します。

### 【届出期間】

- ◎伐採を始める 30 日前までに提出してください。  
無届で伐採した場合は、森林法による罰則が適用されることがあります。

- ◎森林以外に転用するため、0.1ha 以上 1 ha 以下の開発（土地の形質変更）を伴う伐採を行う場合は、「伐採届」とあわせて「小規模林地開発行為届出書」の提出が必要です。
- ◎1 ha を超える開発を行う場合は、「伐採届」でなく、埼玉県寄居林業事務所に「林地開発許可」の申請が必要です。

問合せ＝農林商工課 産業振興係 ☎76-5133

## 森林を取得したかたは「所有者届出書」が必要です

個人・法人を問わず、売買や相続により、地域森林計画の対象となっている森林の土地を新たに取得したかたは、面積に関わらず、森林法により「森林の土地の所有者届出書」の提出が義務付けられています。

### 【届出期間】

土地の所有者となった日から 90 日以内に、取得した土地のある市町村に届出をしてください。

問合せ＝農林商工課 産業振興係 ☎76-5133

## 農耕車に付着した泥は落としてから道路へ！



トラクターなどでの農作業後、田畑から公道へ出る前には、タイヤなどについた泥は取り除いてから道路を走行していただくをお願いします。

道路に落ちた泥のかたまりは、通行の妨げや交通事故の原因になることがあります。

やむを得ず道路に泥を落としてしまった場合は、清掃をお願いします。

問合せ＝農林商工課 産業振興係 ☎76-5133



## 美里町指名競争入札結果

(令和4年3月23日開札)

※入札結果の詳細については、  
町ホームページをご覧ください。



### 美里町議会だより作成業務委託

履行場所：美里町大字木部323番地1  
入札対象額：2,331,000円(消費税除く)  
契約額：1,937,320円(消費税含む)  
落札者：たつみ印刷 株式会社

### 美里町公民館・遺跡の森館定期清掃業務委託

履行場所：美里町大字甘粕地内外  
入札対象額：4,200,000円(消費税除く)  
契約額：3,131,700円(消費税含む)  
落札者：株式会社 東庄  
※3年間の長期継続契約

## 特設人権相談所を開設します

人権に関することで、困りごとや悩みごとはありませんか。

人権擁護委員さんが、個別にお話を聞き、皆さんの相談に応じます。

秘密は守られますので、安心して相談にお越しください。

**【日時】** 6月1日(水)  
受付 午後1時30分～4時  
**【場所】** 美里町役場 1階 第2会議室

人権擁護委員さんとは、法務大臣から委嘱され、人権相談や人権の考えを広める活動をしているかたがたです。

問合せ＝総務課 庶務係 ☎76-1115

## ワクチン接種後も 感染症対策をお願いします



- ◇ こまめに手洗い・手指消毒
- ◇ マスクの着用
- ◇ こまめに換気
- ◇ 人との間隔はできるだけ2m
- ◇ 「3密」(密集、密接、密閉)は避ける
- ◇ 毎朝体温、体調チェック

## 特設行政相談所を開設します

行政サービスに関することで、困りごとや要望などがありましたら、行政相談委員にご相談ください。

秘密は守られますので、安心して相談にお越しください。

**【日時】** 6月1日(水)  
受付 午後1時30分～4時  
**【場所】** 美里町役場 1階 第3会議室

行政相談委員さんとは、総務大臣から委嘱され、皆さんの身近な相談相手として、行政サービスに関する相談を受け、助言や関係機関への通知などを行っています。

問合せ＝福祉課 社会福祉係 ☎76-5132

広報みさと配信中

**マチイロ**  
マチを好きになるアプリ

App Store | Google play

【広告】



## 住宅用火災警報器の設置調査を行います

全ての住宅で義務化となっている住宅用火災警報器の設置状況調査を行います。

消防職員が無作為抽出によりお宅を訪問し、玄関先やインターホン越しで聞き取り調査を行いますので、ご協力をお願いします。

※宅内へ入ることは一切ありません。



### ■調査期間

5月9日(月)～29日(日)

### ■調査内容

- ①住宅用火災警報器の設置の有無
- ②住宅用火災警報器を設置している場合は設置の場所と経過年数
- ③住宅用火災警報器の点検（作動確認）の有無と結果

※不適正な訪問販売や電話勧誘などが増加しています。消防署や役所の職員が個人宅を訪問し、住宅用火災警報器や消火器の販売などを行うことはありません。これらの悪質な業者にはご注意ください。

問合せ＝児玉郡市広域消防本部 予防課 ☎24-8392

## 救急車の適正利用に関するお願い

令和2年中の県内救急出動件数は、約32万7千件でした。県内で「約1分半に1回」救急車が出動していることとなります。

一方で、搬送者の約半数が入院を必要としない軽症という現状もあり、この中には、本来、救急車を利用する必要がなかった人もいる可能性があります。

新型コロナウイルス感染症に限らず、救急医療機関への入院調整が切迫した状況で、患者搬送先が、なかなか決まらない搬送困難事案が多数発生しています。

救急車を呼ぶべきか、病院に行くべきか迷ったら、まずは、埼玉県救急電話相談を積極的にご利用ください。



### 埼玉県救急電話相談 #7119 (24時間対応)

なお、新型コロナウイルス感染症に関する相談は、埼玉県で相談窓口を設置していますので、埼玉県のホームページからご確認をお願いします。

「埼玉県救急電話相談（お医者さんに行くべきか迷ったら、#7119）」

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/20151214.html>)



ホームページ  
QRコード

問合せ＝児玉郡市広域消防本部 警防課 ☎24-8391

【  
広  
告  
】



本庄税務署からのお知らせ

インボイス制度説明会

事業者向けに消費税のインボイス制度説明会を開催します。

定員 各回30名(事前登録制)

日時 6月7日(火)・17日(金) 午後

2時～4時

場所 本庄商工会議所

※新型コロナウイルス感染症の影響により、延期または中止する場合があります。

申込み・問合せ 本庄税務署

法人課税部門 ☎22-2112

埼玉労働局からのお知らせ

就職面接会の開催

企業人事担当者との個別面接・企業説明会を開催します。参加企業は、82社を予定しています。事前申込は不要です。

詳しくは、埼玉労働局のホームページ



ホームページQRコード

対象 高校・専修・高専・短大・

大学(院)などを卒業後、概ね

3年以内のかた(34歳以下まで)

日時 6月15日(水) 午後1時15分

～4時(午後0時45分から受付開始)

場所 大宮ソニックシティ 地下

展示場

持ち物 ①履歴書複数枚(履歴書なしでも参加可能) ②ハロー

ワーク受付票(お持ちのかた)

問合せ 本庄保健所

☎22-2448

本庄保健所からのお知らせ

小児慢性特定疾病医療費

支給継続申請の受付

対象 受給者証をお持ちで引き続き治療が必要な20歳未満のかたの保護者

期間 6月13日(月)～7月29日(金)

(土日・祝日は除く)

必要書類 申請書、医療意見書、

健康保険証の写し、受診者の加入する公的医療保険(健康保険)の被保険者の市町村・県民税課税(非課税)証明書(税額・所得金額が記載されたもの)

※管轄の保健所から申請に必要な書類が郵送されます。医療意見書は同封しません。指定医に依頼してください。

場所 本庄保健所

問合せ 本庄保健所

☎22-6481

受講者募集

本庄早稲田塾 ゼロから始める創業スクール

趣味を生かして、起業したいかたや自宅でスモールビジネスを始めたかた、創業後間もないかたなどに最適な講座です。

内容 創業に必要な経営、財務、

人材育成、販路開拓などの知識や資金調達方法を学ぶ

対象 創業をお考えのかた、創業

5年未満のかた

定員 20名(先着順)

日程 6月4日(土)～7月2日(土)の

各土曜日 全4回(6月25日(土)

を除く)

時間 午前10時～午後4時(初日

と最終日は午後3時まで)

場所 早稲田リサーチパーク・コ

ミュニケーションセンター

講師 中小企業診断士 辰野博一

氏 ほか

費用 7,000円(税込、テキ

スト代含む全4回分)

持ち物 筆記用具

申込方法 電話ま

たは下記のQRコ

ドから申込み



ホームページQRコード

問合せ (公財) 本庄早稲田国際

リサーチパーク ☎24-7455

5月1日～6月30日

不正大麻・けし撲滅運動期間です

大麻の使用は有害で、不正栽培・所持は犯罪です。また、「けし」には法律で栽培が禁止されている種類があります。特に大麻は「海外では合法化されているから害がない」などといった誤った情報が広まり、若年層への乱用の拡大が懸念されています。正しい情報を知り、自分の身を守りましょう。

大麻や栽培して

はいけない「けし」

を発見したら、本庄

保健所までご連絡く

ださい。

問合せ 本庄保健所

☎22-6481



ご寄付

ありがとうございます

次の団体から社会福祉協議会に寄付をいただきました。

誠に、ありがとうございます。

美里町身体障害者福祉会様

## 4月1日現在の人口と世帯

( )内は前月比です。

外国籍のかた172人も含みます。

人口	10,966人	(-14人)
男	5,548人	(+1人)
女	5,418人	(-15人)
世帯	4,496戸	(+6戸)

人口増減内訳			
出生	転入	死亡	転出
9	49	16	56

## 「シルバー人材センター」からのお知らせ

年間をとおして新規会員を募集中です。町内在住で、60歳以上の健康で働く意欲のあるかたをお待ちしています。詳しくは、「入会説明会」にご参加ください。説明会に出席できないかたは、事務局までご相談ください。

### 入会説明会

【日時】 5月18日(水) 午前10時30分～

【場所】 美里町遺跡の森館

【問合せ】 美里町シルバー人材センター ☎76-5430

### 仕事を依頼したい企業や個人のかたへ

～シニア向けの仕事をお受けします～

高齢者にふさわしい仕事をお受けいたしますので、お気軽にご相談ください。仕事内容に合った会員をマッチングします。

## 警察とみんなを結ぶ2つの「ホットライン」

1つは、皆さんがよく知っている「110番」。

もう1つが「警察相談専用電話『#9110』」です。

緊急ではないが警察に相談したいことがある、という場合は『#9110』へ。

\*24時間受付(夜間および土曜日・日曜日・祝日・年末年始は当直対応となります。)

■プッシュ回線：#9110

■ダイヤル回線：☎048-822-9110

## ○大人の救急電話相談・小児救急電話相談 (全国共通ダイヤル#7119で365日、24時間実施)

急な病気やけがに関して、看護師の相談員が医療機関を受診すべきかどうかなどをアドバイスしますので、判断に迷ったときはお気軽にお電話ください。

■相談時間=毎日24時間

■電話番号=#7119 ☎048-824-4199

(ダイヤル回線、IP電話、PHSをご利用の場合)

※次の番号からも電話をかけられます。

○大人の救急電話相談 #7000

○小児救急電話相談 #8000

または ☎048-833-7911

※利用上のご留意

この電話相談は医療行為ではなく、電話でのアドバイスにより、相談者の判断の参考としていただくものですので、あらかじめご理解のうえ利用ください。

■問合せ=埼玉県保健医療部医療整備課

☎048-830-3559

## ○医療機関情報の問い合わせ(24時間)

救急車を呼ばなくても病院へ行くことができる場合は、児玉郡市広域消防本部指令課(☎24-1119)で医療機関の情報をご案内します。

## ○在宅当番医療機関 ▶診療時間 午前9時～正午

休日の急患診療は、郡市内医療機関が輪番で行っています。

月日	医療機関名	電話番号
5月8日(日)	彩北病院	☎21-0111
5月15日(日)	西澤整形外科	☎33-0600
5月22日(日)	恵南クリニック	☎24-0008
5月29日(日)	したら眼科クリニック	☎33-8333
6月5日(日)	本庄皮膚科医院	☎22-3233

※当番医は変更になる場合がありますので、確認してからお出かけください。

## ○休日診療

休日の軽症の内科系診療は、本庄市児玉郡医師会医師により本庄市保健センター内の休日急患診療所で行っています。受診するときは健康保険証をお忘れなく。

☎23-3322 診療科：内科系疾患

診療時間 午前9時～午後4時(正午～午後1時除く)  
午後7時～10時(受付：9時45分まで)

住所 本庄市北堀1422-1(本庄市民文化会館隣)

## ○平日夜間診療

毎週木曜日に、休日急患診療所で内科系疾患の夜間診療を行っています。

☎23-3322 診療科：内科系疾患

診療時間 毎週木曜日 午後8時～10時  
(受付：9時45分まで)

※木曜日が祝日・年末年始(12月30日～1月3日)にあたる場合の診療時間は、休日診療と同じです。



## 新しい本を紹介します。

### 一般書

#### 『ターシャ・テューダー人生の楽しみ方』

食野 雅子 / 著 河出書房新社



名家に生まれながら農業に憧れ、後半生はバーモントの豊かな自然の中で、庭づくりを楽しんだ絵本作家ターシャ・テューダー。ターシャの名言を、さまざまなエピソードと、かわいいターシャの絵とともに綴る。

#### 『マンガで解決親の介護とお金が不安です』

上大岡 トメ / 著 黒田 尚子 / 監修  
主婦の友社



離れて住む両親がだんだん衰えてきた。でも、具体的に何をしたらいいの？マンガ家・上大岡トメさんの「親の介護とお金」の不安を、ファイナンシャルプランナーがズバリ解決！ 介護の少し先輩たちの体験談も紹介。

#### 『挑戦 ～常識のブレーキをはずせ～』

山中 伸弥 / 著 藤井 聡太 / 著 講談社

まだ誰も見たことのない景色を見るために。年齢も活躍する分野も大きく異なるノーベル賞受賞研究者と若き天才棋士が、勝負のあり方から若返りの可能性、人工知能の未来、人間の可能性までを語り合う。

#### 『とりあえず、素人っぽく見えないデザインのコツを教えてください！ 初心者のためのデザイン書』

ingectar-e / 著 インプレス出版

迷ったらゴシック体、3色だけでセンスよく、線でおしゃれに区切る…。素人っぽくならないデザインの基本と、あか抜けるちょっとしたコツを、出来るだけ簡単な言葉と図で具体的に説明する。

### 児童書

#### 『ももちゃんのねこ』

わだ ことみ / さく いまばやし ゆか / え  
小学館



公園で雨に濡れていた子ねこを家に連れて帰ったももちゃん。ももちゃんの子ねこのみゅうは、幼い頃から一緒に成長し、かけがえのない家族に。でも、みゅうはももちゃんより早く年老いて…。名作短編アニメを元にした創作絵本。

#### 『ケケと半分魔女』

角野 栄子 / 作 佐竹 美保 / 画  
福音館書店 (福音館創作童話シリーズ)



ケケが描く、物語の主人公の名前はタタ。4歳のときに母親をなくしたこともあって、いつも自分は半分だと心もとなく思っているタタは、ある日とつぜんひとり旅立つ決心をし…。『魔女の宅急便』スピンオフ・シリーズ第3弾。

#### 『かいじゅうたくはいびん』

澤野 秋文 / 作  
講談社 (講談社の創作絵本)

ある日、けんたの家に突然あらわれた「かいじゅうたくはいびん」。お届けものは、だいじなたまご。けんたは、かいじゅうのみんなと一緒にたまごを育てますが…。親子で育てる・育てられる幸福が味わえる絵本。

#### 『火星のライオン』

ジェニファー・L.ホルム / 作 もりうち すみこ / 訳  
ほるぷ出版

2091年、火星。ベルたち5人の子どもは、赤ん坊のときに地球から火星の入植地にきた。あるとき、大人たちにウィルスによるものと思われる謎の病気が蔓延する。そのとき、5人の子どもたちは…。友情、共生、信頼の物語。

[引用] T R C株式会社図書館流通センター

問合せ＝森の図書館 ☎75-2055

開館時間 平日：午前10時～午後6時 土日祝日：午前10時～午後5時

※休館日…毎週月曜日、5月31日(火)【整理日】

※学習機の利用は、3部入替制です。おひとりさま1日1部(2時間)までの利用でお願いします。

それ以外の時間は消毒・換気を行うため利用できません。

第1部 午前10時～正午 / 第2部 午後1時～3時 / 第3部 午後4時～閉館まで



ホームページ  
QRコード

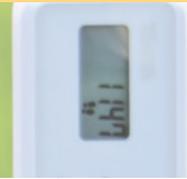
# 行政区別 推奨歩数達成率



健幸ポイント事業

対象事業

行政区別の2月の推奨歩数達成率がまとまりました。  
初夏の陽気を感じながら、歩いて健康維持に努めましょう。  
“わすれずに”身につける!“わすれずに”月1回の送信!  
20歳から参加できます。保健センターまでご連絡ください。



行政区	2月	前月増減	1月
根木	34.48%	5.17%	29.31%
関	20.35%	1.22%	19.13%
南阿那志	27.54%	2.35%	25.19%
北阿那志	20.71%	1.29%	19.42%
小茂田	24.59%	2.37%	22.22%
下尻玉	23.42%	1.90%	21.52%
北十条	36.04%	5.41%	30.63%
南十条	29.76%	0.84%	28.92%
沼上	33.81%	4.00%	29.81%
広木	26.63%	4.18%	22.45%
駒衣	27.70%	3.06%	24.64%
木部	27.04%	0.79%	26.25%

行政区	2月	前月増減	1月
古郡	31.90%	4.91%	26.99%
甘粕	34.88%	▲0.62%	35.50%
中里	31.34%	2.98%	28.36%
湯柄	26.92%	5.77%	21.15%
野中	21.88%	2.09%	19.79%
小栗	18.18%	2.27%	15.91%
猪俣	33.85%	6.16%	27.69%
湯本	30.49%	3.66%	26.83%
大仏	27.64%	2.44%	25.20%
白石	28.57%	▲2.86%	31.43%
円良田	44.90%	0.00%	44.90%

推奨歩数 65歳以上 7,000歩  
65歳未満 8,000歩

問合せ＝保健センター 健康増進係 ☎76-2855



～ 栃木 ～

開いた左手にそって右手人差指で半円を2回描く



(出典：わたしたちの手話(3)  
／(一財)全日本ろうあ連盟発行)

## お手軽クッキング 253

### 大根と絹さやのみそ汁

1人当たり

エネルギー	塩分
24kcal	1.1g

#### 材料 (4人分)

大根…………… 100g  
絹さや…………… 40g  
だし汁…………… 3カップ  
みそ…………… 大さじ2



#### 作り方

- ①大根は、せん切りにする。絹さやは、筋を除いてゆでて水にとり、水けをきって椀に盛る。
- ②鍋にだし汁を入れて煮立て、大根を加えて煮る。
- ③火が通ったらみそをとき入れ、①の椀に注ぎ入れる。

協力：美里町食生活改善推進員連絡協議会

※食改会員さんを募集しています。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】保健センター 健康増進係 ☎76-2855



## 各広場・健診のお知らせ

会場：保健センター ☎76-2855

イベント	対象	日程	時間	内容 [持ち物]
マタニティ広場	町内在住の妊婦のかた (夫の参加も可)	5月12日(木)	午後1時30分～3時	お産の流れ・妊娠中の栄養 [母子健康手帳、ママパパ学級テキスト]
あかちゃん広場 (母乳相談は予約制)	町内在住の生後6か月までのお子さまと保護者	5月26日(木)	①午前10時～10時30分	離乳食のお話・あかちゃん体操 ベビママ体操
		6月16日(木)	②午前11時～11時30分	
どれみ広場	町内在住の3歳頃までのお子さまと保護者 (未就園児も可)	5月2日(月)	①午前10時～10時30分	リトミック (音楽遊び) [ハンカチ、音の鳴るおもちゃ]
		6月6日(月)	②午前11時～11時30分	
親子あそび広場	町内在住の3歳頃までのお子さまと保護者 (未就園児も可)	5月18日(木)	①午前10時～10時30分	親子でストレッチなど、カラダを使うあそび [バスタオル1枚、汗拭きタオル]
		6月15日(木)	②午前11時～11時30分	
すこやか広場	町内在住の3歳頃までのお子さまと保護者 (未就園児も可)	5月25日(木)	①午前10時～10時30分	保育士と一緒に、手遊びや歌、絵本の読み聞かせなどの遊び
		6月22日(木)	②午前11時～11時30分	
育児相談	町内在住の乳幼児	5月11日(木) 5月25日(木) 6月8日(木) 6月22日(木)	午前10時～11時30分	計測・栄養や育児の相談 (1家族15分の枠で予約制) [母子健康手帳、お子さま用バスタオル]

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各回先着5組の予約制とします。  
申込みは各広場の開催前日までとなります。保健センターへお電話ください。

### 乳児健診

日程＝①5月13日(金) ②6月10日(金)  
対象児＝①令和3年5月・7月・10月・令和4年1月生まれ  
②令和3年6月・8月・11月・令和4年2月生まれ  
内容＝身体測定、内科診察、育児相談など

### 1歳6か月児健診

日程＝5月20日(金)  
対象児＝令和2年8月～9月生まれ  
内容＝身体測定、内科診察、歯科診察、フッ素塗布、育児相談など

### 2歳児歯科健診

日程＝6月3日(金)  
対象児＝①令和2年3月～5月生まれ  
②令和元年9月～11月生まれ  
内容＝身体測定、歯科診察、フッ素塗布、育児相談など



### 5歳児歯科健診

日程＝6月24日(金)  
対象児＝平成29年3月～5月生まれ  
内容＝身体測定、歯科診察、フッ素塗布、育児相談など

※時間や持ち物などの詳細については、個別にお送りする通知をご覧ください。  
健診実施日の1か月前をめどに送付します。

## 「元気😊松久つながり隊」が立ち上がりました！

町では、加速する少子高齢化社会において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

その取り組みの1つが「生活支援体制整備事業」です。

地域で生活するうえでの困りごとなどを話し合う場（第2層協議体）が、大沢地区の「ふれあい大沢ささえ隊」に続いて、松久地区で立ち上がりました。

今後も、地域で支え合いやふれあいを推進するために、活動していきます。



## 第2弾 ローソン移動販売実施しました！

### ふれあい大沢ささえ隊



2月25日(金)、3月9日(水)、ふれあい大沢ささえ隊によるローソン移動販売を実施しました。

大沢地区8か所を回り、たくさんのかたが来てくれました。

地域のかたと話をしながら、お弁当やデザートなどの買い物を楽しくされていました。

継続的な実施に向け、今後もふれあい大沢ささえ隊で話し合いを行っていきます。



## 交通事故<sup>ゼロ</sup>を目指して 春の全国交通安全運動街頭キャンペーン

### 安全運転をお願いしました

4月12日(火)、県道本庄寄居線の美里町役場前交差点で、春の全国交通安全運動街頭キャンペーンを行いました。

町長・児玉警察署長をはじめ、児玉地区交通安全協会、美里町交通指導員の皆さんが、赤信号で止まったドライバーたちに交通安全啓発品を手渡して、安全運転をお願いしました。

交通ルールを守って、事故をなくしましょう。





7月に満1歳の誕生日を迎えるお子さんの受け付けをしています。  
5月31日火までに総務課へご連絡を！

### ミムリン (美里町)

(令和0年0月0日生)

♡もうすぐ1歳のお誕生日♡  
記念に、かわいい写真とメッセージを掲載しませんか？  
お待ちしております！



## よろしくお祈いします 令和4年度の区長さんを紹介しませす



※写真撮影時のみマスクを外してませす

町民のみなさんと行政のパイプ役としてご尽力いただく、令和4年度各行政区の区長・区長代理さんが決まりました。

新しい区長・区長代理さんは次の表のとおりです。

1年間、どうぞよろしくお祈いします。



行政区名	区長氏名	区長代理氏名
根木	三澤 勇	吉尾 健司
関	遠藤 則昭	小泉 彰 遠藤 秋雄
南阿那志	小林 正二	滝島 栄 櫻沢 保
北阿那志	田島 政利	藤田 泰利
小茂田	玉置 眞守	岡本 収一 吉田 秀之
下児玉	塚本 和雄	柏木 和夫
北十条	岡部 正美	青柳 利之
南十条	藤野 今朝男	齊藤 實
沼上	安齋 富雄	金子 誠治 橋本 雄一
広木	鈴木 薫	萩原 政晴 金井 富司

行政区名	区長氏名	区長代理氏名
駒衣	丸山 一夫	福島 健一 小野澤 朗
木部	徳世 文弘	葦塚 功
古郡	井上文 男	飯島 康則
甘粕	池田 進	播摩 富巳訓 山下 茂春
中里	岡田 晃治	根岸 哲男
湯栢	鈴木 昭治	関口 英世
野中	新井 幸夫	内田 政夫
小栗	小谷野 猛	持田 均
猪俣	根岸 上	岡本 幸男
湯本	大澤 一男	島村 和幸
大仏	黒沢 茂夫	木村 武雄
白石	上田 勝美	松本 清貴
円良田	野沢 常久	田島 重実

問合せ＝総務課 自治防災係 ☎76-1115